

## 5. 審査・検査関係

番号	取扱い
5-3	建築確認申請書に添付する公図・土地登記事項証明書について

### 【公図について】

- ・全ての申請地番の地形、及び申請地に接する部分の道巾・水路が全て確認できるよう添付すること。  
※申請地に接する部分の道・水路が公図境で別紙となる場合はその別紙も添付。
- ・申請地の敷地境界線を赤線等で明示することが望ましい。※敷地の一部使いや道路後退部分がわかるように
- ・法務局HPよりダウンロードして印刷した公図の場合の扱い  
→印刷した者の記名・押印を空欄に記載すること。  
(尚、プリンタとの相性などから、縮尺の精度については信頼性に欠けることも考えられるので、縮尺の精度を必要とする場合は正式な法務局発行のものを求める場合がある)

### 【土地登記事項証明書について】

- ・市街化区域内 原則不要  
但し、土地利用の形態によっては添付が必要になる場合がある。
- ・市街化調整区域内 必要  
但し、都市計画法第43条適用除外案件にあつては、建物登記事項証明書も必要  
なお、土地登記事項証明書から線引き前宅地性が確認できない場合は、閉鎖した土地謄本等が必要になる場合がある。
- ・非線引き都市計画区域内 1,000㎡以上の敷地の場合に必要
- ・都市計画区域外 1,000㎡以上の敷地の場合に必要
- ・法務局HPよりダウンロードして印刷した証明書の場合の扱い  
→書式や記載された事項等により、それと確認できれば可とする。

### 【共通事項について】

- ・公図、土地登記事項証明書の発行日は、目安として3ヶ月以内とする。

関係  
法令等